

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>○高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 <p>○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 <p>○高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 <p>○高確法第69条第1項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置に関する事務 <p>○高確法第92条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時差止めに関する事務 <p>○高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療保険料徴収システム（以後、「徴収システム」という。）								
②システムの機能	<p><賦課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課処理機能 納入通知書出力、徴収方法変更等の処理を行う。 ・賦課照会機能 賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。 <p><収納></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み、調定情報を登録・更新する。 ・収入金管理機能 窓口徴収、特別徴収、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。 ・口座振替管理機能 口座振替を希望する住民の口座から、金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。 ・収納情報管理機能 納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う。 ・過誤納管理機能 過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う。 ・返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。 <p><滞納></p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納情報照会機能 滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。 ・滞納情報管理機能 滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。 ・催告管理機能 滞納者に対する催告書及び納付書を出力する。 ・滞納整理情報管理機能 滞納者の整理情報(繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免)を登録・管理する。 ・滞納処分管理機能 滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。 ・換価・配当管理機能 公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。 ・不納欠損管理機能 時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他（</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他（	）
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他（	）								

システム2～5

システム2									
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という。) ※標準システムは、石川県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。								
②システムの機能	<p><資格管理業務> (1)被保険者証の即時交付申請 本市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を本市の窓口端末へ配信する。 本市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2)住民基本台帳等の取得 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3)被保険者資格の異動 (2)により本市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を本市の窓口端末へ配信する。</p> <p><賦課・収納業務> (1)保険料賦課 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを本市の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2)保険料収納管理 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p><給付業務> 本市の窓口端末を用いて、高額療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて高額療養費支給決定を行い、本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、高額療養費支給決定通知情報等を本市の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、本市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを本市の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)								
②システムの機能	<p>①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p><<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども子育て支援システム)</p>
システム5	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。</p> <p><<本業務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (市税滞納管理システム)</p>
システム6～10	

システム6	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、 福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム)</p>
システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申請管理システム)</p>
システム8	
①システムの名称	預貯金等照会システム
②システムの機能	預貯金等(対象者情報・口座情報等)照会機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局保険年金課
②所属長の役職名	市民局保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者とその世帯員
その必要性	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の規定による。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要 ・4情報: 保険料賦課を正確に行うために必要 ・連絡先(電話番号等): 各種申請内容の確認を行うために必要 ・地方税関係情報: 保険料計算や限度額認定に必要 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格確認を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要 ・年金関係情報: 保険料の徴収方法を決定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	市民局保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活支援課、介護保険課、健康政 策課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (内閣府) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (石川県後期高齢者医療広域連合、石川県国民健康保険団体連合会)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)								
③使用目的 ※	後期高齢者医療保険被保険者の資格管理及び保険給付、保険料賦課・徴収に関する事務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>①広域連合へ被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報を提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②広域連合へ保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を提供する。</p> <p>③石川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)より送付される特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。また、国保連合会に特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。</p> <p>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し納入通知書を送付する。</p> <p>⑤保険料の収納を行う。また、過誤納が発生した場合に還付充当を行う。</p> <p>⑥収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。</p> <p>⑦被保険者証の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。</p> <p>⑧介護保険課との連携により高額療養費・高額介護サービス費の情報を管理し、高額介護合算療養費の給付管理を行う。</p>								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報と申請内容を突合し、被保険者情報や医療保険給付関係情報を確認する。【上記:①⑦⑧】 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合し、所得額を確認する。【上記:②】 ・年金給付関係情報と賦課情報を突合し、特別徴収の判定等を行う。【上記:③】 ・被保険者情報と賦課情報を突合し、保険料の期割情報を作成する。【上記:④】 ・賦課情報と収入金情報を突合し、収納・滞納情報を更新する。【上記:⑤⑥】 							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	徴収システム運用支援委託	
①委託内容	徴収システムの開発、運用、保守等を行う。また、徴収システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、徴収システムファイルを管理する。なお、徴収システム(次期)においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい徴収システムの導入を行っていることから、現在利用している徴収システム固有の事項については「徴収システム(現行)」、新しい徴収システム固有の事項については「徴収システム(次期)」と明記する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	徴収システム(現行)の品質管理、問題点管理、QA対応
委託事項2～5		
委託事項2	徴収システムオペレーション業務委託	
①委託内容	徴収システムのスケジュール管理、バッチ処理の運用監視等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	徴収システムのスケジュール確認、バッチ処理の監視等

委託事項3		データ入力・ファイリング業務委託	
①委託内容		限度額適用・減額認定証申請書及び基準収入額適用申請書の申請内容の入力補助	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アドバンス社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			

移転先1	石川県後期高齢者医療広域連合									
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 <p>【住民基本台帳情報以外の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 <p>市町と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が石川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>									
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理するため。 									
③移転する情報	<p>【資格管理業務】</p> <p>(被保険者資格に関する届出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 <p>(住民基本台帳情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位) <p>(住登外登録情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位) <p>【賦課・収納業務】</p> <p>(所得・課税情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報(期割情報) ・本市が実施した期割保険料の情報(収納情報) ・本市が収納及び還付充当した保険料の情報(滞納情報) ・本市が管理している保険料滞納者の情報 <p>【給付業務】</p> <p>(高額療養費関連情報等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市で申請書等をもとに作成した高額療養費情報等 									
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p>	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 								
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者:75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 									
⑥移転方法	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>		[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線									
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙									
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									

⑦時期・頻度	<p>【資格管理業務】 (被保険者資格に関する届出) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出なる都度 (住民基本台帳情報) ・個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 (住登外登録情報) ・個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 【賦課・収納業務】 (所得・課税情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に月次の頻度 (期割情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に日次の頻度 (収納情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に日次の頻度 (滞納者情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に日次の頻度 【給付業務】 (高額療養費関連情報等) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に月次の頻度</p>
移転先2～5	
移転先2	市民課
①法令上の根拠	住民基本台法第7条の10
②移転先における用途	住民票に後期高齢者医療保険の資格得喪年月日を印字するため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (庁内LAN)</p>
⑦時期・頻度	日次
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため。
③移転する情報	前年中の後期高齢者医療保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>

移転先6～10	
移転先6	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため。
③移転する情報	前年中の後期高齢者医療保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の後期高齢者医療保険料を納付した者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共有フォルダ)
⑦時期・頻度	毎年6月上旬
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙1)参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【窓口業務における入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 <p>【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 <p>(※1)ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>【電子申請による入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

【窓口業務における入手】

- ・申請等の際、特定個人情報を後期高齢者医療に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。
- ・申請書等に、利用目的を明記する。

【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】

- ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、専用線を使用し、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。

【電子申請による入手】

- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

<入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

【窓口業務における入手】

- ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。
- ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。

【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】

- ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において既に実施済みである。

【電子申請による入手】

- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>

【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】

- ・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。
- ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・ウィルス対策ソフトは随時アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。
- ・窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

【その他】

- ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。
- ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
- ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。
- ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWANの回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システム及び徴収システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・標準システム及び徴収システム(現行)内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <p>【徴収システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 <p>【標準システム窓口端末における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>(※1)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び番号法に基づく石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 <p>【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>

【全般】

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。
- ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】

- ・本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱実施者に限定している。
- ・窓口端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。
- ・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。
- ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

【全般】

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。
- ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】

- ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。
- ・情報の移転先にあたる広域連合については、徴収システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・徴収システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><業務システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民局保険年金課 電話 076-220-2255
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV. 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4ー③他のシステムとの接続		市営住宅駐車場管理システムを削除 就園奨励システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 小林 外喜夫	保健局医療保険課長 西川 信一	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク ーユーザー認証の管理 ー具体的な管理方法		・徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 を追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
平成29年4月27日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3ー③委託先名	株式会社メビウス	株式会社アドバンス社	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 西川 信一	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	保健局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため

令和1年6月28日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (中略) ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (中略) ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

令和1年6月28日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によつて不正に使用されるリスク —ユーザー認証の管理 —具体的な管理方法	・徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月4日	令和元年6月28日	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	徴収システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等	徴収システムについて、保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が印刷作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。	事後	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	-	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務委託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため

令和2年6月29日	<p>Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>再発防止策の内容</p>		システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称</p>	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	事前	
令和3年6月28日	<p>I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署</p>	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名</p>	保健局医療保険課長	福祉健康局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※その必要性</p>	<p><略> ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による。</p>	<p><略> ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。</p>	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和3年6月28日	<p>Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署</p>	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	<p>Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署</p>	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため

令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	(別紙1)ファイル記載項目		(広域連合連携_税情報部) 合計所得金額,特定支出額,所得金額調整控除額,公的年金等所得額 (住民税賦課情報部) 合計所得金額-後期,特定支出額,所得金額調整控除額,公的年金等所得額 (住民税異動累積情報部) 合計所得金額-後期,特定支出額,所得金額調整控除額,公的年金等所得額 (納付番号対応情報部) (略) (仮消込情報部) (略) を追加	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅳ. 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健局医療保険課 電話 076-220-2255	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255	事後	重要な変更項目でないため

令和3年9月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番84の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事前	
令和3年9月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 (既存住民基本台帳システム) ③他システムとの接続		ダウンリカバリシステムを削除 子ども・子育て支援システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月30日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※その必要性	・番号法第9条第1号及び別表第1の59の項の規定による。	・番号法第9条第1号及び別表第1の84の項の規定による。	事前	
令和4年2月22日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 (番号連携システム)		(新規追加)	事前	
令和4年2月22日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月22日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(82の項)	事前	
令和4年2月22日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①入手元		内閣府を追加	事前	

令和4年2月22日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②入手方法		情報提供ネットワークシステムを追加	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		(新規追加)	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 を追加	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 10. その他のリスク対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 を追加	事前	

令和4年6月28日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番84の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p><略></p>	<p>齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p><略></p>	事前	
令和4年6月28日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4-③他のシステムとの接続		市税滞納管理システム削除 就園奨励システム削除	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		サービス検索・電子申請機能を追記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表第1の85の項	事前	
令和4年6月28日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会)の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(82の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会)の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)</p>	事前	
令和4年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の84の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。</p>	<p>後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。</p>	事前	

令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(庁内LAN)	その他(庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p>	<p><本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<略>	<p><略> ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

<p>令和4年6月28日</p>	<p>Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手 保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置</p>	<p><略></p>	<p><略> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起これないようにしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため</p>
<p>令和4年6月28日</p>	<p>Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法</p>	<p><略></p>	<p><略> ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため</p>
<p>令和4年6月28日</p>	<p>Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置</p>	<p><略></p>	<p><略> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <略> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため</p>

令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的バックアップを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的バックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWANの回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしている。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	I 基本情報 システム4	国民健康保険システム	国民健康保険事務処理標準システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし * 上記変更に伴い、その内容及び再発防止策の内容削除	事後	

令和5年7月7日	<p>Ⅲ. リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する処置</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク:不正な提供・移転が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・本市の窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。</p>	<p>・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。</p>	事後	<p>特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため</p>
令和5年7月7日	<p>Ⅰ. 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p>		<p>預貯金等照会システム 全文追加</p>	事前	
令和7年1月14日	<p>Ⅰ. 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p><略></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p><略></p>	<p><略></p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p><略></p>	事前	
令和7年1月14日	<p>Ⅰ. 基本情報</p> <p>4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第1の85の項</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の85の項</p>	事前	
令和7年1月14日	<p>Ⅰ. 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)</p>	事前	

令和7年1月14日	I. 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	
令和7年1月14日	I. 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉健康局医療保険課長	市民局保険年金課長	事前	
令和7年1月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の規定による。	事前	
令和7年1月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤事務担当部署	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	
令和7年1月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	
令和7年1月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	徴収システムについて、保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	徴収システムの開発、運用、保守等を行う。また、徴収システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、徴収システムファイルを管理する。なお、徴収システム(次期)においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい徴収システムの導入を行っていることから、現在利用している徴収システム固有の事項については「徴収システム(現行)」、新しい徴収システム固有の事項については「徴収システム(次期)」と明記する。	事前	
令和7年1月14日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	徴収システムの品質管理、問題点管理、QA対応	徴収システム(現行)の品質管理、問題点管理、QA対応	事前	

令和7年1月14日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 を追記	事前	
令和7年1月14日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報ファイルの使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(略) ・標準システム及び徴収システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 (略)	(略) ・標準システム及び徴収システム(現行)内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 (略)	事前	
令和7年1月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	(略) ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 (略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略)	(略) ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 (略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 (略)	事前	
令和7年1月14日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	(略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	(略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	

<p>令和7年1月14日</p>	<p>Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略)</p> <p><委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> (略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。</p>	<p><委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・徴収システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、徴収システム(次期)においては、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 (略)</p> <p><委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> (略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月14日</p>	<p>Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置> を追記</p>	<p>事前</p>	

令和7年1月14日	IV. 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255	市民局保険年金課 電話 076-220-2255	事前	
令和7年1月14日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月28日	令和6年12月3日	事前	